

# 長浜市立湖北病院等給食業務公募型プロポーザル実施要項

## 1. 目的

本要項は、長浜市立湖北病院及び介護老人保健施設湖北やすらぎの里（以下「長浜市立湖北病院等」という。）における給食業務」を委託する委託先の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

## 2. 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 「長浜市立湖北病院等給食業務」
- (2) 業務内容 「長浜市立湖北病院等給食業務委託に係る仕様書」を基準とする。
- (3) 委託期間 平成29年11月1日から平成32年10月31日まで  
※ ただし、平成29年9月12日から平成29年10月31日までの間に、長浜市立湖北病院等から引き継ぎを受けるとともに、業務受託に向けた諸準備を行うこと。（当該引き継ぎに係る費用は、新受託者負担とする。）
- (4) 実施場所 長浜市立湖北病院等

## 3. 委託料見積りの条件

- (1) 委託料の見積りは、契約期間内における適温配膳車及び使用食器の購入、使用機器の修理及び保守費用を含まないものとして算出すること。
- (2) 1月当たりの管理運営費には、労務の提供及び管理にかかる全ての費用を含め、食材の購入にかかる費用を含めないこと。
- (3) 食事提供料は、朝食・昼食・夕食毎に、1食あたりの単価を見積もること。
- (4) 1月当たりの管理運営費及び1食あたりの食材単価は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

| 4. スケジュール 内 容      | 期 間 ・ 期 限 等                   |
|--------------------|-------------------------------|
| (1) 公表及び資料配付開始     | 平成29年 8月 1日(火)                |
| (2) 説明会（現地見学会）     | 平成29年 8月10日(木)                |
| (3) 企画提案書の提出       | 平成29年 8月12日(土)～平成29年 8月31日(木) |
| (4) 質問受付           | 平成29年 8月 3日(木)～平成29年 8月18日(金) |
| (5) 質問回答           | 平成29年 8月22日(火)                |
| (6) プレゼンテーション審査の実施 | 平成29年 9月 5日(火)                |
| (7) 審査結果通知         | 平成29年 9月12日(火)                |

## 5. 本プロポーザルへの参加資格

申請者は、以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 長浜市から指名停止を現に受けている者でないこと。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 参加申請書の提出時点で、長浜市立湖北病院と同程度の診療科目を有し、一般病床（医療法に規定された療養病床、結核病床、精神病床及び感染症病床以外の病床をいう。）及び療養病床を合わせた数が150床以上の病院において、患者給食業務（献立作成、食数管理業務、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳及び衛生管理等給食業務全般をいう。）の受託実績を、継続して5年以上有する者であること。
- (7) 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、又は同等の代行保証体制を取れることが確認できる者であること。
- (8) 病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者、又は医療法第15条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者であること。

## 6. 説明会及び現地見学会の実施について

- (1) 開催日時 平成29年8月10日(木) 18時から  
(説明会終了後、現地見学を実施)
- (2) 開催場所 長浜市立湖北病院 新館1階 セミナー室
- (3) 申込受付期間 平成29年8月7日(月) 午後5時15分まで
- (4) 提出場所 〒529-0493 滋賀県長浜市木之本町黒田1221番地  
長浜市立湖北病院 事務局 管理課
- (5) 提出方法 説明会参加申込書の郵送、持参、電子メール又はFAXによる提出。  
FAX番号 (0749)82-4877  
電子メール [prop-kyusyoku@ikbk.jp](mailto:prop-kyusyoku@ikbk.jp)

## 7. 資料等の配付について

- (1) 配付資料
  - ・長浜市立湖北病院等給食業務委託に係る説明会（現地見学会）参加申込書
  - ・長浜市立湖北病院等給食業務企画提案書提出要項
  - ・長浜市立湖北病院等給食業務委託仕様書

- ・長浜市立湖北病院等給食業務委託に係る業務内容の詳細
- ・業務分担区分表（別表１）
- ・経費負担区分表（別表２）
- ・長浜市立湖北病院等給食業務委託に係る関係帳票類一覧表（別表３）
- ・長浜市立湖北病院約束食事箋 栄養基準量一覧表（抜粋）
- ・調理機器一覧表
- ・調理機器配置図
- ・長浜市立湖北病院等給食業務概要
- ・平成２８年度給食数一覧表
- ・【様式１－様式３】参加資格確認申請書等
- ・【様式４】質問書
- ・【様式５】患者給食業務受託企画提案辞退届

(２) 配付期間

平成２９年８月１日(火)から平成２９年８月３１日(木)まで

※ ホームページからダウンロードしてください。

## 8. 企画提案書等の提出について

企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

なお、企画提案書の内容等詳細については、「長浜市立湖北病院等給食業務企画提案書提出要項」に基づくものとする。

(１) 受付期間 平成２９年８月１２日(土)から平成２９年８月３１日(木)

(水、日及び休日は除く。)

(２) 受付時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで

(３) 提出場所 〒５２９－０４９３ 滋賀県長浜市木之本町黒田１２２１番地  
長浜市立湖北病院 事務局 管理課

(４) 提出方法 企画提案書等を提出場所に持参又は書留郵便によるものとする。

※ 郵送の場合は、受付期間中（最終日は午後５時１５分まで）に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者の責任によるものとする。

(５) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。

(６) 留意事項

- ・ 申請書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、委託先に選定された申請者の申請書類については、長浜市立湖北病院等が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で利用できることとする。
- ・ 申請を辞退する場合には、速やかに辞退届【様式５】を提出するものとする。
- ・ 提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は、これを認めないものとする。
- ・ 提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しないものとする。

- ・ 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、この対象ではない。
- ・ 長浜市立湖北病院等が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- ・ 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。

## 9. 質問の受付及び回答

実施要項等についての質問を次のとおり受け付け、長浜市立湖北病院ホームページにおいて回答する。ただし、ノウハウに関わる部分等公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに回答を通知するものとする。

なお、電話や来訪による口頭での質問又は受付期間を過ぎた質問は、これを受け付けない。

- (1) 受付期間 平成29年8月3日(木)から平成29年8月18日(金)まで  
(午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) 提出様式 **【様式4】質問書**
- (3) 提出場所 〒529-0493 滋賀県長浜市木之本町黒田1221番地  
長浜市立湖北病院 事務局 管理課
- (4) 提出方法 質問書の郵送、持参、電子メール又はFAXによる提出  
(電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問、送信年月日(西暦8桁)、会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。)
- (5) FAX番号 (0749)82-4877
- (6) 電子メール [prop-kyusyoku@ikbk.jp](mailto:prop-kyusyoku@ikbk.jp)
- (7) 回答日 平成29年8月22日(火) 予定
- (8) HPアドレス <http://www.ikbk.jp>

## 10. 企画提案書の審査

- (1) 審査方法 書類審査及び企画提案書に基づくプレゼンテーションの審査により行う。
- (2) 審査日 平成29年9月5日(火)
- (3) 会場等 会場、開始時刻その他の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。
- (4) その他 応募者が多数の場合は、複数の審査日を設けることがある。

## 11. 審査基準

下記に掲げる項目を基本として審査を実施する。

### (1) 各取組内容について

- ① 病院給食業務に関する基本的事項について
    - ・治療食としての病院給食に対する基本的な考え方
    - ・病院給食業務の運営方針
  - ② 患者満足度の向上について
    - ・患者に満足を得られる食事の提供についての考え方
    - ・患者からの食事のクレームに対する分析と対処
  - ③ 安全衛生管理等の実施について
    - ・安全な食事の提供に向けた衛生管理及び設備管理に関する取り組み
  - ④ 業務運営体制について
    - ・受託準備体制、引き継ぎ及び移行計画
    - ・人員配置、組織管理、組織運営及び従事者の処遇についての考え方
  - ⑤ 危機管理体制について
    - ・食中毒の予防又は食品事故の防止についての取り組みと発生時の対応
    - ・地震等の災害など不測の事態への対策
- ### (2) 地元業者（食材提供業者）の利用について
- ・地元業者から購入する食材の種類及び月間消費量の予測
- ### (3) 従事者の育成について
- ・教育、研修など従事者の育成に関する基本的な考え方と取組内容
- ### (4) その他委託業務に係る独自の提案事項等について
- ・その他独自の提案事項
- ### (5) 組織体制について
- ・会社の概要、事業規模及び同種受託業務の実績
- ### (6) 委託料見積書について
- ・業務の受託に要する経費見込み及び委託料の積算単価

## 12. 審査員

9名を予定している。

## 13. 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価し、委託先候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

## 14. 契約の締結

長浜市立湖北病院等は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

## 15. その他

### (1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

#### ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、長浜市立湖北病院等は契約を解除することができる。この場合において、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

#### イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合は、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

### (2) その他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合は、長浜市立湖北病院等と委受託者は誠意をもって協議するものとする。

## 16. 問い合わせ先

長浜市立湖北病院 事務局 管理課 (担当者：山根、桐畑)

電話番号：(0749)82-6143 (直通番号)

FAX番号：(0749)82-4877

電子メール：[prop-kyusyoku@ikbk.jp](mailto:prop-kyusyoku@ikbk.jp)